

水道料金・下水道使用料の仕組みについて (税込み、1円未満の端数は切捨て)

◎水道料金について

【上水道区域】 美作・作東・英田

【簡易水道区域】 勝田・大原・東栗倉

○ 1 か月の水道料金

区域	基本料金 (6m ³ 以下の水量)	超過料金 (6m ³ を超える水量)	閉栓管理料
上水道	1,254円	209円/m ³	770円
簡易水道			

※閉栓管理料は届出により水道の使用を中止する期間の料金です。

(例) 1か月20m³使用した場合の水道料金

基本料金	超過料金	水道料金
1,254円	2,926円	4,180円

※超過料金の計算 (20m³－6m³) × 209円＝2,926円

◎下水道使用料について

○ 1 か月の下水道使用料 (水道水のみ使用されている場合)

区域	基本料金 (6m ³ 以下の汚水量)	超過料金 (6m ³ を超える汚水量)
市内全域	990円	159.5円/m ³

※水道の使用量から下水道使用料を計算します。

(例) 1か月20m³使用した場合の下水道使用料

基本料金	超過料金	下水道使用料
990円	2,233円	3,223円

※超過料金の計算 (20m³－6m³) × 159.5円＝2,233円

水道水以外の水を使用されている場合

みなし水量	井戸水等のみ単独の場合	6m ³ /1人
	井戸水等及び水道と併用の場合	3m ³ /1人

※世帯員数等に応じて、みなし水量を加算します。

- ・ 毎月初めに水道メーターを検針し、原則その月末を納期限として納めていただきます。
- ・ 上下水道どちらもご使用の場合は、合算したものを請求します。
- ・ 上記の各金額には消費税(10%)が含まれています。